

<別紙2>

介護保健施設サービス  
～重要事項説明書～  
(令和7年3月16日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション：

リハビリテーション室（機能訓練室）を設置していますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理：

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金

(1) 基本料金（法令等の定める利用者負担割合に応じて）

ア 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたり、1割負担の場合の自己負担分です）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
個室	788円	863円	928円	985円	1,040円
多床室	871円	947円	1,014円	1,072円	1,125円

イ その他加算料金（以下は1割負担の場合の自己負担分です）

\*初期加算（1日30円）…入所後30日に限り加算されます。

\*外泊加算（1日362円）…外泊された場合に、初日と最終日以外は上記施設利用料に代えて加算されます。

\*リハビリテーションに関する加算

・短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）（1日258円）…個別にリハビリテーションを行った場合に、入所後3月に限り加算されます。

・認知症短期集中リハビリテーション実施加算（1日120円）…認知症の方に個別にリハビリテーションを行った場合に、入所後3月に限り加算されます。

\*在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）（1日 51円）…在宅復帰への取り組みに関する指標が70以上である、地域に貢献する活動をしている等、一定要件を満たした場合に加算されます。

\*栄養管理に関する加算

- ・療養食加算（1食 6円）…療養食の提供を行った場合に加算されます。
- ・経口移行加算（1日 28円）…経管栄養の方で、経口摂取するための栄養管理を行った場合に加算されます。
- ・経口維持加算（Ⅰ）（1月 400円）…経口から食事摂取する方で、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる方に対し、食事の観察や会議等を多職種共同で行った場合に加算されます。
- ・経口維持加算（Ⅱ）（1月 100円）…上記加算対象者で、食事の観察や会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士のいずれか1名以上が参加した場合に加算されます。

\*入所・退所時支援等に関する加算

- ・入所前後訪問指導加算（Ⅰ）（1回 450円）…入所前30日以内又は入所後7日以内に退所後生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に加算されます。
- ・入所前後訪問指導加算（Ⅱ）（1回 480円）…入所前30日以内又は入所後7日以内に退所後生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり生活機能の具体的な改善目標を定め、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合に加算されます。
- ・退所時情報提供加算（1回 500円）…退所時に退所後の主治医に対して診療状況を示す文書を添えて紹介した場合に加算されます。
- ・入退所前連携加算（Ⅰ）（1回 400円）…入所前から入所後早期に居宅介護支援事業所等と連携し、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めた場合に加算されます。
- ・入退所前連携加算（Ⅱ）（1回 300円）…退所時に居宅介護支援事業所等に対して診療状況を添えて情報提供し、連携して退所後の居宅サービス等の調整を行った場合に加算されます。
- ・訪問看護指示加算（1回 300円）…退所後に訪問看護を利用される場合、老健の医師が訪問看護指示書を発行した場合に加算されます。

\*ターミナルケア加算（死亡日以前31日以上45日以下：1日 72円、死亡日以前4日以上30日以下：1日 160円、死亡日の前日及び前々日：1日 910円、死亡日：1日 1,900円）…本人・家族への同意の上、ターミナルケアを行った場合に加算されます。

\*認知症に関する加算

- ・若年性認知症入所者受入加算（1日 120円）…若年性認知症の方が利用された場合に加算されます。
- ・認知症行動・心理症状緊急対応加算（1日 200円、7日間を限度）…認知症の行動・心理症状が認められ、医師が在宅での生活が困難であると判断し、緊急に利用された場合に加算されます。

\*医療に関する加算

- ・緊急時施設療養費（1日 518円）…病状が重篤となり、救命救急医療が必要な方に投薬、検査、注射、処置等を行った場合に加算されます。
- ・所定疾患施設療養費（Ⅱ）（1日 480円）…肺炎・尿路感染・带状疱疹・蜂窩織炎・性心不全の増悪の方に、投薬、検査、注射、処置等を行った場合に加算されます。
- ・かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）（1回 100円）…入所中に服用薬剤の総合的な評価を行い、評価の内容や処方内容の変更の経緯、変更後の状態等について退所後

の主治の医師情報提供を行った場合、退所時に加算されます。

**\*医療連携に関する加算**

- ・協力医療機関連携加算（Ⅰ）（1月 100 円）…協力医療機関との間で入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的開催している場合に加算されます。
- ・高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）（1月 10 円）…協力医療機関との間で感染症の発生時等の対応を取り決め、連携し適切に対応し、又医療機関等が行う院内感染に関する研修や訓練に1年に1回以上参加している場合に加算されます。
- ・高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）（1月 5 円）…医療機関から3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けている場合に加算されます。

**\*職員体制に関する加算**

- ・夜勤職員配置加算（1日 24 円）…厚生労働大臣の定めた基準以上に夜勤職員を配置している場合に加算されます。
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（1日 22 円）…介護職員の総数のうち、介護福祉士を80%以上配置している場合に加算されます。
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（上記合計の7.5%）…介護に必要な労働力と質の確保のために加算されます。

**\*安全対策体制加算（入所日のみ 20 円）…事故発生の防止のための指針作成、委員会開催、従業員に対する研修の実施や、これらを適切に実施するために、安全対策に係る外部研修を受けた担当者を配置している場合、入所日に限り加算されます。**

**\*科学的介護情報システム（LIFE：ライフ）に関する加算**

介護関連データを厚生労働省へ提出し、解析された結果のフィードバックを受け、ケア計画等の見直し・改善を行い、サービスの質の向上に繋げることを目的とした加算

- ・栄養マネジメント強化加算（1日 11 円）…管理栄養士を基準より多く配置し、多職種共同で栄養ケア計画を作成し、食事の観察を週3回以上行った場合に加算されます。
- ・口腔衛生管理加算（Ⅱ）（1月 110 円）…歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、口腔衛生管理を行った場合に加算されます。
- ・リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（1月 55 円）…医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同し、リハビリテーション実施計画を入所者又はその家族等に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合に加算されます。
- ・褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）（1月 3 円）…入所時に褥瘡発生と関連のあるリスクを評価した結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた方に対し褥瘡ケア計画を作成し、3月に1回計画の見直しをした場合に加算されます。
- ・褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）（1月 13 円）…上記（Ⅰ）の結果、翌月以降褥瘡の発生がない場合に加算されます。
- ・排せつ支援加算（Ⅰ）（1月 10 円）…入所時に要介護状態の軽減の見込みについて評価した結果、排せつに特別な支援を行うことにより、排尿・排便の状態及びおむつ使用の有無が改善する見込みがあるとされた方に対し支援計画を作成し、3月に1回計画の見直しをした場合に加算されます。
- ・排せつ支援加算（Ⅱ）（1月 15 円）…上記（Ⅰ）の結果、排尿又は排便の一方でも改善し、かつ、いずれにも悪化がない場合又はおむつ使用ありからなしに改善した場合に加算されます。

- ・排せつ支援加算（Ⅲ）（1月 20円）…上記（Ⅰ）の結果、排尿又は排便の一方でも改善し、いずれにも悪化がなく、かつ、おむつ使用ありからなしに改善した場合に加算されます。
- ・自立支援促進加算（1月 300円）…医師が定期的に医学的評価やリハビリテーション、日々の過ごし方等についてアセスメントを行い、自立支援のための包括的な支援計画を策定し、特別な支援を行う場合に加算されます。
- ・科学的介護推進体制加算（Ⅱ）（1月 60円）…心身の状況等や疾病の状況や服薬情報等に係る情報を、科学的介護情報システムへ提出した場合に加算されます。
- ・かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）（1回 240円）…入所中に服用薬剤の総合的な評価を行い、評価の内容や処方内容の変更の経緯、変更後の状態等について退所後の主治の医師情報提供を行った場合、退所時に加算されます。
- ・かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）（1回 100円）…6種類以上の内服薬が処方されている方に対し、施設医師と主治の医師が共同し、処方の内容を総合的に評価・調整し、1種類以上減少した場合、退所時に加算されます。

## （2）その他の料金（法令等の定める利用者負担割合に関係なく）

- ① 食費 1日あたり 1,850円
- ② 居住費 1日あたり 個室 1,728円 4人部屋・2人部屋 437円  
\*外泊中、一定期間（6日間）は居住費をお支払いしていただきます。  
\*①②について、負担限度額認定証をお持ちの方は減額になります。
- ③ 特別室利用料  
1日あたり 個室 411円 2人部屋 205円
- ④ 日常生活費（1日 307円）  
シャンプー、ティッシュペーパー、タオル類等や口腔ケア用品等の費用であり、施設で用意するものを利用された場合にお支払いしていただきます。
- ⑤ 冷暖房費（1日 102円）  
夏・冬季は快適に生活していただけるよう、冷暖房費として別途料金をお支払いしていただきます。
- ⑥ 理美容代（1,800円程度）  
直接理容師さんにお支払いしていただきますが、利用者の利便性を考え施設で立替払いもいたします。
- ⑦ 洗濯は家庭にお持ち帰りをお願いしますが、ご希望の方には外部の洗濯業者をご紹介します。
- ⑧ 酸素療法の必要な方について、医師の指示により酸素濃縮装置を使用された場合、電気代（1日 123円）をお支払いしていただきます。
- ⑨ 看取りの場合、お清めのエンゼルセット料金をお支払いしていただきます。（5,000円）
- ⑩ 以下の電化製品を利用された場合は電気代として別途料金をお支払いしていただきます。  
（例）テレビ（1日 31円）、ラジカセ（1日 21円）、電気毛布（1日 31円）
- ⑪ その他、必要に応じて別途料金をご負担していただく場合があります。

## （3）支払い方法

- ・毎月 10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いしていただきますと領収書を発行いたします。

・お支払い方法は、現金、銀行振込、口座振替でお願いいたします。

<別紙 2>

短期入所療養介護  
～重要事項説明書～  
(令和 7 年 3 月 16 日更新)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護の概要

短期入所療養介護は、要介護者が居宅生活を送るための支援の一つとして立案された居宅サービス計画に基づき当施設をご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び、ご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただきます。

3. 利用料金

(1) 短期入所療養介護の基本料金（法令等の定める利用者負担割合に応じて）

- ① 施設利用料（要介護認定により利用料が異なります。以下は1日あたり、1割負担の場合の自己負担分です）

(単位：円)

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
個室	819	893	958	1,017	1,074
多床室	902	979	1,044	1,102	1,161

- ② 夜勤職員配置加算（1日 24 円）・・・厚生労働大臣の定めた基準以上に夜勤職員を配置している場合に加算されます。
- ③ 個別リハビリテーション実施加算（1日 240 円）・・・理学療法士等が個別にリハビリテーションを行った場合に加算されます。
- ④ 認知症行動・心理症状緊急対応加算（1日 200 円、7 日間を限度）・・・認知症の行動・心理症状が認められ、医師が在宅での生活が困難であると判断し、緊急に短期入所療養介護をご利用した場合に加算されます。
- ⑤ 若年性認知症利用者受入加算（1日 120 円）・・・若年性認知症の方が短期入所療養介護をご利用した場合に加算されます。
- ⑥ 緊急短期入所受入加算（1日 90 円、7 日間を限度）・・・居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない方が緊急に短期入所療養介護を利用した場合に加算されます。
- ⑦ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）（1日 51 円）・・・在宅復帰への取り組みに関する指標が 70 以上である、地域に貢献する活動をしている等、一定要件を満たした場合に加算されます。
- ⑧ 送迎加算（片道 184 円）・・・入退所時の送迎を行った場合に加算されます。
- ⑨ 総合医学管理加算（1日 275 円）・・・治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行い、主治医に対して文書にて情報提供を行った場合に加算されます。
- ⑩ 口腔連携強化加算（1月 50 円）・・・口腔の健康状態の評価を行い、歯科医療機関及び介護支援専門員に評価結果を情報提供した場合に加算されます。
- ⑪ 療養食加算（1食 8 円）・・・療養食の提供を行った場合に加算されます。

- ⑫ 緊急時施設療養費（1日 518円）…病状が重篤となり、救命救急医療が必要な方に、投薬、検査、注射、処置等を行った場合に加算されます。
- ⑬ 重度療養管理加算（1日 120円）…要介護4・5の方のうち、次のいずれかに該当する場合に加算されます。

- (イ) 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態
- (ロ) 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態
- (ハ) 中心静脈注射を実施している状態
- (ニ) 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態
- (ホ) 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態
- (ヘ) 膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態
- (ト) 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態
- (チ) 褥瘡に対する治療を実施している状態
- (リ) 気管切開が行われている状態

- ⑭ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（1日 22円）…介護職員の総数のうち、介護福祉士を80%以上配置している場合に加算されます。
- ⑮ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（上記合計の7.5%）…介護に必要な労働力と質の確保のために加算されます。

(2) その他の料金（法令等の定める利用者負担割合に関係なく）

- ① 食費                    1食あたり    朝食 466円 昼食 692円 夕食 692円
- ② 滞在費                1日あたり    個室 1,728円    4人部屋・2人部屋 437円  
\*①②について、負担限度額認定証をお持ちの方は減額になります。
- ③ 特別室利用料  
1日あたり    個室 411円    2人部屋 205円
- ④ 日常生活費（1日 307円）  
シャンプー、ティッシュペーパー、タオル類等や口腔ケア用品等の費用であり、施設で用意するものを利用された場合にお支払いしていただきます。
- ⑤ 冷暖房費（1日 102円）  
夏・冬季は快適に生活していただけるよう、冷暖房費として別途料金をお支払いしていただきます。
- ⑥ 理美容代（1,800円程度）  
直接理容師さんにお支払いしていただきますが、利用者の利便性を考え施設で立替払いもいたします。
- ⑦ 洗濯は家庭にお持ち帰りをお願いしますが、ご希望の方には外部の洗濯業者をご紹介します。
- ⑧ 酸素療法の必要な方について、医師の指示により酸素濃縮装置をご利用した場合、電気代（1日 123円）をお支払いしていただきます。
- ⑨ 以下の電化製品をご利用した場合は電気代として別途料金をご負担していただきます。（例）テレビ（1日 31円）、ラジカセ（1日 21円）、電気毛布（1日 31円）
- ⑩ その他、必要に応じて別途料金をご負担していただく場合があります。

(3) 支払い方法

- ・毎月 10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いしていただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金、銀行振込、口座振替でお願いいたします。

<別紙2>

介護予防短期入所療養介護  
～重要事項説明書～  
(令和7年3月16日更新)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護予防短期入所療養介護の概要

介護予防短期入所療養介護は、要支援者が居宅生活を送るための支援の一つとして立案された居宅予防サービス計画に基づき当施設をご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び、ご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、介護予防短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただきます。

3. 利用料金

(1) 介護予防短期入所療養介護の基本料金（法令等の定める利用者負担割合に応じて）

- ① 施設利用料（要介護認定により利用料が異なります。以下は1日当たり、1割負担の場合の自己負担分です）

（単位：円）

	要支援1	要支援2
個室	632	778
多床室	672	834

- ② 夜勤職員配置加算（1日24円）…厚生労働大臣の定めた基準以上に夜勤職員を配置している場合に加算されます。
- ③ 個別リハビリテーション実施加算（1日240円）…理学療法士等が個別にリハビリテーションを行った場合に加算されます。
- ④ 療養食加算（1食8円）…療養食の提供を行った場合に加算されます。
- ⑤ 送迎加算（片道184円）…入所時及び退所時に送迎を行った場合に加算されます。
- ⑥ 認知症行動・心理症状緊急対応加算（1日200円、7日間を限度）…認知症の行動・心理症状が認められ、医師が在宅での生活が困難であると判断し、緊急に介護予防短期入所療養介護をご利用した場合に加算されます。
- ⑦ 若年性認知症利用者受入加算（1日120円）…若年性認知症の方が介護予防短期入所療養介護をご利用した場合に加算されます。
- ⑧ 緊急時施設療養費（1日518円）…病状が重篤となり、救命救急医療が必要な方に、投薬、検査、注射、処置等を行った場合に加算されます。
- ⑨ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）（1日51円）…在宅復帰への取り組みに関する指標が70以上である、地域に貢献する活動をしている等、一定要件を満たした場合に加算されます。
- ⑩ 総合医学管理加算（1日275円）…治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行い、主治医に対して文書にて情報提供を行った場合に加算されます。

- ⑪ 口腔連携強化加算（1月 50円）…口腔の健康状態の評価を行い、歯科医療機関及び介護支援専門員に評価結果を情報提供した場合に加算されます
- ⑫ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（1日 22円）…介護職員の総数のうち、介護福祉士を80%以上配置している場合に加算されます。
- ⑬ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（上記合計の7.5%）…介護に必要な労働力と質の確保のために加算されます。

(2) その他の料金（法令等の定める利用者負担割合に関係なく）

- ① 食費                    1食あたり    朝食 466円 昼食 692円 夕食 692円
- ② 滞在費                1日あたり    個室 1,728円    4人部屋・2人部屋 437円  
    \*①②について、負担限度額認定証をお持ちの方は減額になります。
- ③ 特別室利用料  
    1日あたり    個室    411円    2人部屋    205円
- ④ 日常生活費（1日 307円）  
    シャンプー、ティッシュペーパー、タオル類等や口腔ケア用品等の費用であり、施設で用意するものを利用された場合にお支払いしていただきます。
- ⑤ 冷暖房費（1日 102円）  
    夏・冬季は快適に生活していただけるよう、冷暖房費として別途料金をお支払いしていただきます。
- ⑥ 理美容代（1,800円程度）  
    直接理容師さんにお支払いしていただきますが、利用者の利便性を考え施設で立替払いもいたします。
- ⑦ 洗濯は家庭にお持ち帰りをお願いしますが、ご希望の方には外部の洗濯業者をご紹介します。
- ⑧ 酸素療法の必要な方について、医師の指示により酸素濃縮装置をご利用した場合、電気代（1日 123円）をお支払いしていただきます。
- ⑨ 以下の電化製品をご利用した場合は電気代として別途料金をご負担していただきます。（例）テレビ（1日 31円）、ラジカセ（1日 21円）、電気毛布（1日 31円）
- ⑩ その他、必要に応じて別途料金をご負担していただく場合があります。

(3) 支払い方法

- ・毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いしていただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金、銀行振込、口座振替でお願いいたします。